

エクスプレス予約コーポレートサービス特約

第1条（概要）

1. 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）が「JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）規約」（以下「EX カードコーポレート規約」という。）中の「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」として定めたものであり、甲が EX カードコーポレート規約に定める契約法人（以下「契約法人」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定めるものです。なお、契約法人は本特約の内容について EX カードコーポレート規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負います。契約法人及びカード使用者は本特約を承認し、遵守します。
2. 甲は、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、契約法人及びカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約（コーポレート）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。
3. 甲は、前項の変更に起因して、契約法人、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2条（エクスプレス予約利用資格）

1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものとします。
2. カード使用者の本サービスの利用にあたって、契約法人は、甲が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとします。この登録手続において契約法人は、甲が要求する情報全てを正確に登録するものとします。なお、登録手続の際の会員規約確認画面にて表示される会員規約・特約（「JR 東海エクスプレスサービス会員規約」「エクスプレス予約サービスに関する特約」）については、契約法人と甲においては適用されないものとします。契約法人が画面上で「同意する」ボタンを押すことは、システム上、画面を進めるためだけに行うものであり、契約法人が会員規約・特約（「JR 東海エクスプレスサービス会員規約」「エクスプレス予約サービスに関する特約」）の内容に同意したことにはならず、契約法人と甲の間に何らの法的効果を発生させないものとします。
3. 甲は、以下の項目に該当する場合、前項の登録を承諾しないことがあります。
 - (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合
 - (2) 登録手続が正しく完了しなかった場合
 - (3) その他、カード使用者が本サービスを利用することを、甲が不適当と判断する場合
4. 第2項の登録を甲が承諾した場合、甲は、契約法人に対して ID を発行します。ID の通知は、登録手続の完了画面への表示により行われます。
5. 契約法人が第2項に定める登録手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても甲から ID の通知がない場合、契約法人は、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」

という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。

第3条（お客様情報の修正）

契約法人は、カード使用者への通知用として登録したeメールアドレス及び電話番号、又はこれらを回数を問わず修正登録したもの（以下「お客様情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに甲が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下「エクスプレス予約HP」という。）により周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更及び払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、甲が別に定めるところによるものとします。

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、甲より付与されたID及びパスワードを入力する等、甲が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する甲からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は契約法人がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、契約法人がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行います。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知を甲が発信した時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と甲の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、甲はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行います。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けるものとします。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約HPにより周知するものとします。
4. 削除
5. 乗車券類の変更、払戻等（第10条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

(第6条の2：カード使用者の問い合わせ窓口)

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、甲が別に定める所要回答時間を経過した後においても甲からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第7条（契約成立後の乗車券類の扱い）

カード使用者が、本サービスによりカード使用者が購入又は変更した乗車券類についてはEXカードコーポレート規約及び本特約に別に定める場合を除き、乗車区間に応じて甲又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）の適用を受けるものとします。

第8条（受取前の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入又は変更した乗車券類については、カード使用者が受取を行うまでの間、又は受取前の払戻を行うまでの間、甲において保管します。
2. 受取前の乗車券類の変更、払戻については、第5条に定める方法による携帯電話又はインターネットによる変更、払戻に限りすることができるものとします。
3. 第1項により、甲において保管している乗車券類についても、第7条に定める通り、EXカードコーポレート規約及び本特約に別に定める場合を除き、甲又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第9条（受取）

1. カード使用者は、甲が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、甲が別に定める方法により、第8条第1項により甲が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、カード又はEX-ICカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければなりません。ただし、甲の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、甲所定の帳票への自署等によることができるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、甲が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の

指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

(2)特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

5. 契約法人と甲との間の EX カードコーポレート規約に定める本契約が終了した時点、第 17 条により甲が本サービスの一時停止を含む利用制限もしくは利用停止をした時点又は契約法人が部署カードを利用している部署もしくは個人カードの利用をしている者を変更もしくは廃止した時点で、甲が第 8 条第 1 項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなします。

第 10 条（受取後の乗車券類の扱い）

1. 第 9 条第 1 項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、携帯電話又はインターネットによる変更、払戻はできないものとします。
2. 受取後の乗車券類についても、第 7 条に定める通り、EX カードコーポレート規約及び本特約に別に定める場合を除き、甲の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第 11 条（変更の可能性）

1. 甲は、事前に契約法人又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益については、甲は一切責任を負いません。
 - (1)第 4 条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間等
 - (2)第 5 条の申込方法
 - (3)カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
 - (4)第 9 条第 1 項及び同第 2 項の受取窓口、受取方法
 - (5)第 9 条第 3 項の受取期間
 - (6)その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 甲は、以下の項目に該当する場合、事前に契約法人又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができます。
 - (1)本サービスのシステムの保守が必要な場合
 - (2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は甲の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
 - (3)その他、甲が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
3. 甲は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ契約法人又はカード使用者に第 15 条で定める方法で通知します。ただし、甲は、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、甲の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると甲が判断した場合には、甲は、事前に契約法人またはカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了することができます。

第 12 条（お客様情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱い、EX カードコーポレート規約によります。

第 13 条（契約法人及びカード使用者の義務）

1. 契約法人及びカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 契約法人は、ID、パスワード及びカードの暗証番号の使用及び管理の一切の責任を負うものとし、契約法人の役員又は従業員等以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、その他一切の担保に供してはならないものとします。
3. 契約法人及びカード使用者は、本サービスに関連して甲又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第 14 条（契約法人の責任、甲の免責、損害賠償）

1. 契約法人は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、又は過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、契約法人及びカード使用者が行った一切の行為及びその結果並びに ID、パスワード及びカードの暗証番号によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、契約法人又はカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 甲は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。
 - (1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (2) ID、パスワード及びカードの暗証番号の管理不十分により契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (3) 甲がカード使用者の本サービス利用を停止させることにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (4) 甲が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (5) 甲が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、契約法人又はカード使用者の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (8) 甲が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - (9) 携帯電話への表示又はカード使用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対し甲から e メールが送信されることに伴い、契約法人又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益

- (10) 甲が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに甲から送信された e メールに付随していたウィルス、又は甲が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として契約法人もしくはカード使用者の携帯電話もしくはパソコンの受信容量を超過した、甲から送信された e メールにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (11) その他、甲が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対し甲から送信された e メールにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (12) その他、契約法人が EX カードコーポレート規約、本特約、甲の定める運送約款及び法令の定めに違反したことにより、又は EX カードコーポレート規約及び本特約により契約法人が一切の責任を負うことが規定されている事柄を契約法人又はカード使用者が行ったことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (13) その他、甲が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
3. 契約法人又はカード使用者が、EX カードコーポレート規約、本特約、甲の定める運送約款及び法令の定めに違反して、甲又は第三者に損害を与えた場合、契約法人は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第 15 条（通知及び同意の方法）

1. 甲から、契約法人及びカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、甲の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、カード使用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対する甲からの eメールの送信、又はその他甲が適当と認める方法により行います。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を契約法人及びカード使用者が承諾したものとみなします。

第 16 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は甲又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、契約法人又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第 17 条（利用制限又は利用停止）

1. 次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合には、甲は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をすることができます。なお、本項第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当する場合は、同時に、EX カードコーポレート規約第 14 条第 2 項第 5 号に該当するものとみなします。
 - (1) 契約法人又はカード使用者が、本特約の各条項のいずれかに違反したとき
 - (2) 契約法人もしくはカード使用者が EX カードコーポレート規約の各条項のいずれかに違反したとき、又は EX カードコーポレート規約に定める本契約が終了したとき
 - (3) 契約法人が、競売の申し立てを受けもしくは滞納処分を受けたとき
 - (4) 契約法人が、合併によらない解散決議を行ったとき
 - (5) 契約法人が、支払いの停止をしたとき又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てをし又は申し立てを受けたとき
 - (6) 契約法人又はカード使用者が、甲の名誉、信用を失墜させ、もしくは甲に重大な損害を与えたとき又はそのおそれがあるとき
 - (7) 契約法人の資産、信用、支払能力等に重大な変化が生じたとき

- (8) 第2条第2項による登録及び第3条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったとき
 - (9) 契約法人がカード使用者への通知用として登録したeメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、甲からカード使用者への連絡がとれなくなったとき
 - (10) 契約法人又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的に問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、もしくは実行したとき（旅行業法に定める取次行為を含む。）
 - (11) 契約法人又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入したとき
 - (12) 契約法人又はカード使用者が第22条に違反している、又は疑いがあると当社が認めたとき
 - (13) その他、契約法人又はカード使用者が本サービスを利用することを甲が不適当と判断したとき
2. 契約法人は、前項により甲が本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をしたときであっても、カード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担について、理由の如何を問わず免れ得ないものとします。

第18条（権利義務の譲渡等禁止）

契約法人は、予め甲の書面による承諾を得ることなく、本特約に基づく自己の権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならず、また一切の担保の用に供してはならないものとします。

第19条（相殺禁止）

契約法人は、本特約に基づき甲に対して負担する債務について、甲に対するいかなる債権をもっても相殺することはできないものとします。

第20条（合意管轄）

本特約に関する紛争については、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（附則）

「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カード法人会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カードコーポレートサービス（後払）に関する契約」及び「JR 東海エクスプレスサービス会員規約」は、本特約及び本サービスの利用等本特約に関連する事項には適用しないこととします。

第22条（社会的勢力の排除）

1. 契約法人又はカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 契約法人又はカード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約い

たします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 平成 28 年 10 月 1 日